

《地域医療情報No14》速報 「新型コロナウイルス対策」関連で重要な情報です！

☆新型コロナウイルス感染対策で「公務員が従事した場合の手当」はどうなっているのか？との問い合わせが寄せられていますので、解説します。

国家公務員の場合、「特殊勤務手当」として「**防疫等作業手当**」があり、「感染症の病原体に汚染されている区域での看護作業等」手当として**1日 290 円～380 円**が定められていました。

しかし、「新型コロナウイルス」感染がパンデミックとなり、国内では、世界各国から「チャーター機」で邦人の帰国対応や、横浜クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」での感染対応等に国家公務員の多くが従事する状況となる中、「特殊勤務手当の特例に関する人事院規則の一部改正」が行われ、3月18日公布・施行、1月27日から遡及適用となりました。地方公務員も、人事院規則改正を受けて、国に準じた改正通知が出されています。公務員以外の医療機関でも、国に準じた手当の支給を求めるとともに、国にそのための補助金を要求することが必要です！

☆公務員に「新型コロナ」作業特別手当

1日 3,000 円 * 患者対応 - 1日 4,000 円

1月27日に遡って適用されます！

特殊勤務手当の特例に関する人事院規則の一部改正 (令和2年3月18日公布・施行、同年1月27日から遡及適用)

新型コロナウイルス感染症対策に従事した職員に対し、防疫等作業手当の特例を措置

支給対象業務

作業場所に係る要件

- 新型コロナウイルス感染症流行地を発航した航空機のうち人事院が定めるものの内部
武漢からの政府チャーター機
- 航行中に新型コロナウイルス感染症の患者があった船舶のうち人事院が定めるものの内部
ダイヤモンド・プリンセス (DP) 号
- これに準ずる区域として人事院が定めるもの
帰国邦人・DP号下船者が宿泊する施設内 等

作業内容に係る要件

- 新型コロナウイルス感染症から国民の生命・健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって人事院が定めるもの
↓
帰国邦人又はDP号乗客・乗員への対応における
 - ・ 対象者に接して行う作業
 - ・ 対象者が使用した物件の処理
 - ・ 施設内における長時間のリエゾン 等

手当額

- 作業1日当たり**3,000円**
- 以下の作業に従事した場合には**1日当たり4,000円**
 - ・ 患者又はその疑いのある者の身体に直接接触する作業
 - ・ 患者又はその疑いのある者に長時間にわたり接して行う作業 等